

「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会規約

平成28年4月21日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会（以下「協議会」という。）という。

(趣旨及び目的)

第2条 近年、我が国の農林水産・食品産業は、本格的に知識産業化・情報産業化しつつあり、国民が真に豊かさを実感できる社会を構築するため、新しい産業モデルを創出し、「知」として世界に貢献できる時代が到来している。「知」の集積と活用の場は、このような変化を踏まえ、異なる分野の新しい発想や技術を外部から取り込み、これまでにないスピード感をもって、革新的な商品や事業等を生み出し、他者との協創を通じて、加速度的な市場形成を促進するオープンイノベーションの場を提供するものである。

このような認識に立ち、共に行動するという基本的な考え方を踏まえつつ、民間企業、生産者、大学、研究機関、非営利法人等の多様な関係者が集まり、「知」の集積と活用の場産学官連携協議会を設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 「知」の集積と活用の場の普及啓発に関する事業
- (2) 「知」の集積と活用の場における産学官の連携の推進に関する事業
- (3) 「知」の集積と活用の場における研究開発の推進に関する事業
- (4) その他協議会が定める事業

第2章 会員等

(入会)

第4条 協議会の会員として入会しようとする者は、協議会が別に定めるところにより申し込むことにより、入会することができる。

(退会)

第5条 会員は、協議会が別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は第3条に定める事業に参加する権利を有するほか、第10条に定める総会に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、会員の議決権はそれぞれ1とする。

2 会員は次に定める義務を負う。

- (1) 本協議会の目的を達成するため、本協議会が進める事業への協力
- (2) 本規約その他本協議会の運営に関わる諸規程等又は総会の議決を遵守する

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により当該会員を除名することができる。

- (1) 本会則その他の規則に違反したとき。
- (2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第8条 前条の場合ほか、会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したときは、その資格を喪失する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 総会

(種別)

第10条 協議会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(開催)

第12条 定時総会は、毎年度1回、毎事業年度終了後4ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(召集)

第13条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長のうち、その総会において出席した者の中から議長を選出する。

(決議)

第15条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、出席した会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) その他総会で定めた事項

(代理)

第16条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任するこ

とができる。

(決議及び報告の省略)

第17条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 理事

(理事の設置)

第19条 協議会に、理事2名以上8人以内を置く。

2 理事のうちから、会長1名及び副会長3名以内を定める。

(選任)

第20条 理事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選によって定める。

(設立時理事)

第21条 協議会の設立時の理事は、「知」の集積と活用の中産学官連携協議会（準備会）の理事をもって充てることとする。

(理事の職務権限)

第22条 会長は、協議会を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、協議会の業務を執行する。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、協議会の設立時の理事の任期は、平成29年3月31日までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第24条 理事は、総会の議決によって解任することができる。

(報酬)

第25条 理事は、無報酬とする。

第5章 事務局

(事務局)

第26条 協議会の事務局は、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室(以下「産学連携室」という。)に置く。産学連携室は事務局としての事務の一部又は全部を外部の機関に委託することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第28条 協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第29条 本規約は、総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第30条 協議会は次の事由によって解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) その他総会で定める事由

第8章 附則

(協議会の活動における情報の取扱い)

第31条 協議会の活動においては、事務局又は連携の場を統括する者から、交流・連携の場に参加する会員に対して、知的財産を含む情報の取扱いの方針について、あらかじめ明示し周知することにより、会員の利益を守りつつ、協議会の趣旨に沿った活発な交流が進められるよう配慮することとする。

- 2 会員の利益を守る観点から、交流・連携の場において秘密情報を扱う場合には、場に参加する会員の了解を得て、覚え書き等を交わすことにより、適切な情報管理を行うこととする。
- 3 その他、本会則に定めのない事項は、法律その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第32条 協議会の設立初年度の事業年度は、協議会の設立(成立)の日から平成29年3

月31日までとする。

(設立時会員)

第33条 設立時の会員は、平成28年4月21日時点の「知」の集積と活用場産学官連携協議会(準備会)の会員とし、名称又は氏名は、次の(又は別表の)とおりとする。

(準備会の解散)

第34条 「知」の集積と活用場産学官連携協議会(準備会)は、協議会の設立をもって解散する。

(その他)

第35条 その他協議会の運営等に必要事項は、会長が別に定める。

(以上)